

第一章 亡国の解釈改憲と集団的自衛権……………13

小林先生と樋口先生の教え

たかが閣議決定、されど閣議決定

集団的自衛権は海外派兵権の正当化

政府が使った二枚舌

もはや九条を盾に参戦は断れない

憲法のもとでは「たかが一内閣の総理大臣」

危険な思惑に左右されない九条にすればよい

戦後七〇年間の平和というリアル

一 国平和主義は日本だけの利益ではない

「価値観を同じにする西洋諸国」とは

第二章 九条精神を守る「護憲的改憲派」……………81

「護憲派的改憲派」という立場

護憲派も改憲派も思考停止していた

自民党改憲派の体質

侵略国家というレッテルからのスタート

国連憲章における集団的自衛権の記述

恥ずべき武器輸出三原則の緩和

侵略戦争をしない九条にする

国連機関の決議という基準

侵略する口実を与えてはならない

本当の「日本らしさ」とはどんなものか

侵略国家からカワイイ文化の最先端に

戦後は現実的でなかった改憲

戦後最大の立憲政治の危機に直面している

なぜ「ピース・ウイング」を設立したのか

「ピース・ウイング」を通して提起したいこと

裁判という高いハードルをどうするか

市長は国政に口を出してはいけないのか

憲法訴訟の難しさとは

人権は権利の闘争の中でつくられてきた

政治的な受け皿づくりと選挙で安倍政権を倒すこと